

■ 利用調整について

募集人数を超えて申し込みがあった場合、可児市が『利用調整』を行い、希望する保育所などの中から利用できる保育所などを調整します。

調整は裏面の「入園調整基準表」に基づき合計指数を算出し、合計指数の高い申込者から入園のご案内をします。合計指数が同点の場合は、その施設を希望する順位の高い申込者から、世帯の状況などを考慮し優先順位を決定します。

◆入園調整基準表に基づく点数計算例◆

例① きょうだいの2人目のこどもの申し込みを行う場合

親 A…居宅外労働（週 40 時間）

親 B…居宅外労働（週 30 時間・育児休業からの復帰）

兄…2人目のこどもが希望する保育所を利用中

【累計基準による点数】

親 A…10 点 親 B…8 点

【調整基準による点数】

育児休業からの復帰…2 点

きょうだいと同じ園に在園している…5 点

合計指数

25 点

例② ひとり親世帯がきょうだい同時に申し込みを行う場合

親 A…居宅外労働（週 40 時間・保育士）

【累計基準による点数】

親 A…10 点

【調整基準による点数】

ひとり親世帯…14 点

保育士・幼稚園教諭等のこどもの利用…3 点

きょうだいで同じ施設に申込み…4 点

合計指数

31 点

◆育児休業から復帰して申し込みするが、育児休業の延長も許容できる方希望により、入園調整基準表に基づいて算出する合計指数を0点として申込むことも可能です。ただし、合計指数が0点であっても、状況によっては入園が決定することもあります。

保育園等入園調整基準表

保育園等入園調整基準表						
①～⑦については認定理由に応じて基準指数を1つ選択、その後⑧の調整基準で加点・減点を行う						
類型基準		保護者の状況				
類型	細目	摘要		基準指数		
①	居宅外労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		10		
		一週あたりの就労時間が25時間以上		8		
		一週あたりの就労時間が20時間以上		7		
		上記以外		6		
	居宅内労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		9		
		一週あたりの就労時間が25時間以上		7		
		一週あたりの就労時間が20時間以上		6		
		上記以外（内職を除く）		5		
		内職が主となる就労である場合		4		
	②	妊娠・出産		出産予定日前3カ月・産後2カ月	5	
医師の診断書等により、安静・加療が必要な場合				7		
③	疾病・障がい	疾病	入院	1カ月以上の入院	10	
			居宅療養	常時臥床	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	10
				精神疾病	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	7
				一般療養	医師が1カ月以上の通院が必要と診断し、保育ができない場合	7
	障がい	1・2級またはA・B1判定		身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳を所持する者	10	
		3級またはB2判定			7	
		4級			5	
④	傷病人の看護等		入院等の付き添い看護（月15日以上）	3カ月以上の入院の付き添いに常時あたっている者	8	
				親族の病気等により、常時看護や介護にあたっている者	7	
⑤	家庭の災害等		災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合	10		
⑥	就学・技能取得（1カ月に60時間以上の場合に該当）		就学・技能取得のため保育ができない場合	7		
⑦	求職活動		求職活動を行う場合	2		
●遠方に住み、自身で保育することが不可能である場合は、認定理由によらず基準指数を10とする。（認定理由に該当する必要はあり）						
⑧	調整基準	調整事由			調整指数	
		世帯の特殊事情	単身赴任等保護者の一人が別住所に住んでいる場合			+1
			両親不在家庭（死別・離別・行方不明・拘禁）※保護者は祖父母等			該当にチェック
			ひとり親世帯（死別・離別・行方不明・拘禁等）			+14
			生活保護世帯			+11
			その他（児童虐待、育児放棄、家庭内暴力等のある家庭）			該当にチェック
			申請に係るこどもが障がいをもつ（手帳所持）場合			+3
			2歳児クラスまでの保育所等※1の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合			+6
			市外からの転入者で、現に保育所等※1を利用している場合			+6
			育児休業の終了による復職			+2
			（育児休業をこれ以上延長できない場合、育児休業からの復帰に伴い申込をしたが、入所できないまま復帰して就労している場合）			+3
		保護者が保育士・幼稚園教諭等として勤務（予定）の場合			+3	
		（勤務先が市内の保育所、幼稚園等の場合）			+4	
		就労時間	基本は昼間勤務で深夜の交代勤務あり → 園の延長保育時間を考慮		該当にチェック	
		滞納	正当な理由なく保育料を滞納している場合（きょうだいの保育料を含む）		-10	
		受入態勢	前年度の利用調整において「受入態勢が整わない」として保留となっている場合		+10	
		希望園変更	一度内定した施設を自己都合で辞退した場合		-2	
きょうだい	きょうだいと同じ園に在園している		+5			
	きょうだいと同じ園に同時に申込み場合		+4			
求職活動	保護者がいずれも就労しておらず、同居人もなく生計維持が困難な場合		+10			
	希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合		該当にチェック			
※1 保育所等とは保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・職場の託児等を指す。						
●①において複数就労している場合の類型は、主となる就労によって判断する。（就労時間は合算）						
●保護者A・Bそれぞれ①～⑦の基準のうち、該当する基準指数を合算した値を世帯の基準指数とする。次に⑧の調整基準のうち、該当する項目を合算した値を世帯の調整指数とし、基準指数と調整指数を合算した値を世帯の合計指数とする。なお、合計指数がマイナスとなった場合は、0点とする。						
●合計指数の高い申込者から入園の案内を行う。						
●両親不在、虐待、育児放棄、家庭内暴力、深夜交代勤務などの特殊要因は、入園の優先度、園の延長時間の内容を別に考慮する。						
●合計指数が同点の場合は、世帯の状況等を考慮し調整を行う。						
●『希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合』は、合計指数を0点とする。						